

判例研究

〔商法四七六〕
保険料不払による生命保険契約の失効を理由とする
る保険会社の保険金支払拒絶が信義則に反し許され
ないとした事例

函館地裁平成一八年一月二六日判決
平成一六年(ワ)二四一号
保険金請求事件
判例時報一九三六号一三二頁以下

〔判示事項〕

一 保険料相当額を生命保険募集人に預けたことは、保険料の払込には当たらない。

二 保険料不払による生命保険契約の失効を理由とする保険会社の保険金支払拒絶についての信義則違反は、軽微の告知義務違反によつては覆されない。

〔参照条文〕

民法一条二項、商法六四四条・六四五条

〔事実〕

Aは、平成一四年五月二〇日ころ、被告Yとの間で、被

保険者…A、保険契約者…A、死亡保険金受取人…原告X、
病気による死亡保険金二〇七〇万円という内容の保険契約
を締結した。

Aは、平成八年から鬱病に罹患して、同年七月八日
にB神経内科を初めて受診し、平成一〇年三月から平成一
一年一月までの間は月に二回程度の割合で同病院に通院し、
平成一二年一月から三月までの間も月一、二回の割合で通
院していたが、その後本件契約を締結するまでの間は、通
院していなかった。このような状況下において、Aは、平
成一四年五月一七日に生命保険面接士の立会いの下で被保

険者として告知書を作成した際に、本件告知書の以下の質問事項に対する回答として、いずれも「いいえ」を選択していた。

① 過去五年以内に、以下の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

脳卒中（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血）・脳動脈硬化症・精神病・ノイローゼ・てんかん・知能障害・自律神経失調症・アルコール中毒

② 過去五年以内に、病气やけがで七日間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

Xは、本件契約締結後の平成一四年七月ころまでに、Aから、Yの生命保険に新規加入したことを聞いて、「前に神経科に通院していたのによく保険に入れたな。」という旨の質問をしたところ、Aは、「Cから、『それくらいであれば、いいえに丸を付けてください。』と言われた。それで保険に入れた。」という趣旨の回答をした。そのため、Xは、過去に通院歴があっても、通院が終了してからある程度期間が経過すれば保険加入が可能になるのだろう、保険会社の勧誘担当者であるCが過去の通院歴を問題にしていなのであれば契約にも特段の問題はないのだろうと理解した。

Aは、本件契約の締結に際し、保険料の払込方法について、第二回目（平成一四年七月分）以降の保険料から、口座振替の方法を選択することとし、Yとの間で、D信用金庫のA名義の普通預金口座から毎月二七日に口座振替の方法により保険料を払い込むことを合意した。

本件契約の約款には、次のような定めがある。

ア 第二回以後の保険料の払込期限は、月払契約の場合、月単位の契約の応当日の属する日の初日から末日までの間とする。

イ 第二回以後の保険料の払込みについては、月払契約の場合、払込期日の翌月初日からその末日までを猶予期間とする。

ウ 上記猶予期間が経過した場合には、その満了日の翌日をもって保険契約は失効する。但し、猶予期間内に保険料が払い込まれたときはその限りではない。

エ 猶予期間中に保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、既に到来している契約応当日の未払込保険料を差し引く。

本件契約の第二回目（平成一四年七月分）保険料の振替日は、同年七月二七日であったが、本件口座の預金残高が不足していたため、口座振込による払込はなされず、その

後、払込猶予期間である同年八月三十一日までの間にも口座振替の方法による上記保険料の払込はされなかった。

なお、八月二日、Cは、前日にAから預かっていた本件契約の平成一四年七月分および八月分の保険料相当額二万五三七〇円を本件口座に振込入金したが、本件契約の保険料の振替日である同月二七日、別件の保険契約の保険料二か月分合計二万六〇〇〇円が先に振り替えられたため、本件契約の平成一四年七月分および八月分の保険料は預金残高が不足して振替不能となった。

その後、払込猶予期間の末日である平成一四年八月三十一日までに、本件契約の平成一四年七月分の保険料は払い込まれなかった。

Aは、同年八月一九日から同年一月九日までの間、鬱病の治療のためE内科クリニックに入院し、同年九月八日、Yに対し、本件入院（ただし、同日現在までの分）について入院給付金等を請求し、Yは本件告知書および本件診断書の記載等から入院給付金等の支払事由があるものと判断して、同年一〇月四日、Aに対し、本来支払うべき入院給付金等から同年七月ないし九月分の保険料相当額三万八〇五五円を差し引いた残金二二万九〇九五円を支払った。これに伴い、上記未払込保険料が差し引かれたことにより、

本件契約は失効せず存続するものとして処理することとしたものである。なお、Aは、同年一月一日にも本件入院（ただし、同年九月一九日以降の分）について入院給付金等を請求し、Yは、同年一月二二日、Aに対し、入院給付金等合計四六万四〇〇〇円を支払っている。

その後、Aは、本件契約の同年一〇月分以降の保険料については、怠ることなく払込を続けていた。

平成一五年四月一四日、Aは心不全により死亡した。

Yは、Xから本件契約に基づく死亡保険金の支払を請求され、支払事由の有無等を調査した結果、Aが本件契約の責任開始日以前に鬱病に罹患し、B神経内科に通院していたことなどが判明したことから、本件入院は本件契約の責任開始日前に発病した疾病による入院であり、入院給付金の支払事由に該当しないため、平成一四年七月分保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生していなかったことになり、本件契約は平成一四年九月一日に失効したものと判断して、平成一五年七月初ろまでに、Xに対する死亡保険金の支払を拒絶したため、XがYに対し、Aの死亡による保険金二〇七〇万円の支払を求めて訴訟を提起したのが本件である。

〔判旨〕

請求認容。

一 平成一四年七月分の保険料が払込猶予期間内に払い込まれているかについて

「Xは、Aは入院先のE内科を訪れたCに対して本件契約の平成一四年七月分の保険料を支払っているところ、Cは上記保険料の受領権限を有しており、仮に有していないとしても、民法一一〇条の適用ないし類推適用により表見代理が成立するから、上記支払は保険料の有効な払込みに当たると主張する。」しかし、「AがCに平成一四年七月分及び八月分の保険料相当額を交付した行為が本件口座への入金のために預けたに過ぎず、上記保険料の払込みに当たると評価できない以上、Cに本件契約の保険料の受領権限があるかどうか、民法一一〇条の適用ないし類推適用の余地があるかどうか等を検討するまでもなく、……Xの主張は理由がない。」

二 Yが本件契約の失効を主張することが信義則に反するか否かについて

「……Yは、一旦は、本件契約は失効せず存続するものとして処理しており、しかも、このような処理がされたのは、Aが積極的に希望したというのではなく、Yの生命保険

募集人であるCの発案、勧誘によるものであったにもかかわらず、その後、Aが死亡し、Xから死亡保険金の支払を請求されたのに対し、一転して、平成一四年七月分の保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由は発生しておらず、したがって、本件契約は平成一四年九月一日から失効していたと主張して、保険金の支払を拒絶するに至ったものである。」

「……Yは、本件給付金請求に基づく保険金については、数十万円程度であつて高額なものではなかったことから、十分な調査を行うこともなく保険金の支払事由に該当するとして保険給付を行いながら、後に高額の死亡保険金が請求されるや、詳細な調査を実施し、AやXの側には何ら事情の変更がないにもかかわらず（したがって、この時点での調査は、本件給付金請求がされた際にも可能であつた）、調査の結果支払事由はなかったとして、ほしひままに前の認定を覆っているのであつて、このようなYの態度は、保険会社の姿勢としてかなり問題があるといわざるを得ない。」

結局、「本件の事態は、Aの告知に問題があつたというよりは、むしろ、Cの軽率な行動やYの不十分な調査といったY側の問題によって引き起こされたものといえる。」

「仮に、Yにおいて、Aの入院が判明した時点で必要な調査を行い、本件契約が失効したものと取り扱っていれば、以後、Aは、当然ながら、本件契約の保険料を払い続けることはなく、本件契約が存在しないという前提で人生設計をすることが可能であり、その場合には、他の保険会社と新たに生命保険契約を締結したり、保険料の支払に相当する部分を積立するなどして死亡等の危険に備えることも可能であつたと推認される。」

そうすると、本件におけるYの主張を許すことになれば、Aは、Yの一方的な行動によって上記のような人生設計の可能性を奪われたこととなり、Aにとって、やや酷な結果となる。」

三 告知義務違反について

「Yは、『Aが本件契約の締結に際して病歴を秘匿せずに告知していれば、Yは本件給付金請求に対して支払事由がないものとして処理し、本件契約を継続させる扱いをすることなく平成一四年九月一日から失効させていたはずであるから、XがAによる病歴の不告知を棚に上げてYによる本件契約の失効の主張を信義則に反すると主張するのは不当である。』と主張する。」

しかし「……当時のAに、敢えて告知義務に違反して病

歴を秘匿し、当初から解除原因を具備しているような不正な契約を締結しなければならないような特段の事情、言葉を換えて言えば、将来保険事由が発生した場合には保険金を詐取することになるようないわば詐欺の予備行為となるような保険契約を締結しなければならないような特段の事情があつたことを窺わせる証拠は皆無であり、かえって、そのような特段の事情はなかつたものと推認される。」

「……Aは、本件契約の締結に際し、健康状態に関する告知義務に違反しているものの、Yの生命保険募集人であるCの不正確な説明及び誤った指導、助言が上記告知義務違反を惹起させたものと推認される以上、その違法性の程度は、相対的に低いものであると認められるから、上記告知義務違反の事実がYが信義誠実の原則の適用を免れる理由とはならないというべきである。」

四 結論

「……、本件給付金請求に対し、十分な調査を尽くさないまま支払事由があるものと判断し、一旦は失効することとなつていた本件契約を存続するものとして取り扱いながら、死亡保険金の請求に対しては、一転して、支払事由がないものとして従前の立場を翻すに至ったこと、Aは本件契約が存続するとのYの判断を信頼して保険料の支払を継続し

ていたこと、Aは本件契約の締結に際し過去の病歴を告知せず結果としては告知義務に違反しているものの、その違法性の程度は低いこと等の諸点にかんがみれば、Yにおいて、あらためてXに対し、失効の原因となった二か月分の保険料の支払を催告したうえで、その支払がないことを理由にして契約の失効を主張するなどの特段の事情もないままに、単に、上記二か月分の保険料の不払いを理由として本件契約が平成一四年九月一日から失効している旨主張することは、信義誠実の原則に反し許されないものというべきである。」

〔研究〕

判旨の結論に賛成。理由付けの一部には異論がある。

一 本件は、いったんは振替口座の残高不足のため保険料不払で失効したものととして扱われた保険契約についてのものである。その後、入院給付金の請求があり、これが認められたことにより、その中から遡って保険料が差し引かれたものとして失効を免れ、それ以降は保険料の支払が続けられた。ところが、後に保険契約者Aが死亡したことによる死亡保険金の請求に対して、Yは前記入院給付金が本件契約前から罹患していた病気の治療に係る出費に対するも

のであり、入院給付金の支払事由に該当しないため、本件保険契約は、保険料不払の猶予期間満了時に失効していると主張して、死亡保険金の支払を拒絶したものであり、珍しい事例である。

二 まず、平成一四年七月分の保険料が払込猶予期間内に払い込まれているものと評価できるか否かという問題についてである。本件におけるXの主張の一つは、AからCへの金銭の受け渡しは保険料の支払に当たるとするものであり、判旨は、当事者の意思を付度したうえで、これを否定している。

もともと生命保険会社の約款には、保険料の払込方法（経路）に関し詳細な規定が設けられており、保険契約者が都合の良い方法を選択できることとなっている。この場合の選択肢は、（１）集金扱、（２）口座振替扱、（３）振込扱、（４）店頭扱、（５）団体扱の五つである。

この点について本件契約では、第二回以後の保険料の支払は口座振替扱となっており、AからCへの金銭の受け渡しは、Aがその約定にしたがう意思で口座への入金のために預けたにすぎないことが事実として認定されている。

「口座振替扱」は、取立債務と持参債務の中間的な性質を持つものであること（西島梅治・保険法〔新版〕一〇二―

一〇三頁)に鑑みれば、この点についての判旨には疑問の余地がない。

三 Yは、いったん平成一四年七月分の不払、および同年八月における二か月分の保険料の不払が、入院給付金の支払の際の差額によりカバーされた(判例時報一三二頁三段目の「エ」参照)ものとしながら、後に死亡保険金の請求を受けた際には、「保険契約締結の際にAの病気についての事実の不告知により、Aの平成一四年七月以後の疾病は、保険契約上の責任開始以前からのものであって、『偶然性』を欠き、猶予期間内の入院給付金の支払事由は存しなかったものとして、同年九月一日から失効したものである」として、その支払を拒絶している。

保険料支払義務の不履行に関して、商法は何ら特別の規定を置いていないため、継続保険料の払込義務についても金銭債務についての一般原則にしたがい、保険者は、履行遅滞として保険契約を解除しようとすれば催告をすることが前提となり、そのうえで履行がないときは、解除の意思表示により解除することになる(民五四一条)(山下友信・保険法三四一頁)。ただし、実務上は損害保険、生命保険いずれも、約款上でこれとは異なる内容の特約をしている。

生命保険契約においては、約款によって、第二回以後の保険料の不払により、一定の猶予期間の経過後、保険契約は当然に失効するものと定められているのが通例である。

本件契約にもこの条項が含まれている。すなわち、払込期月内に払込がない場合でも、月払の場合には払込期月の翌月末日までの期間は猶予期間があること、およびこの猶予期間内に払込がないときは猶予期間末日の翌日に保険契約は失効する旨の特約がある。この失効は猶予期間の経過により当然に生じ、解除の場合のような保険者の意思表示を何ら要しないものとされている(山下・前掲三四二頁)。

すなわち生命保険の場合は、猶予期間内の支払がなされないときには猶予期間末日の翌日から将来に向かってのみ契約は失効し、猶予期間内に発生した保険事故に関しては保険者は責任を負うこととなる。

猶予期間内に保険事故が発生した場合には保険給付義務が発生することから、この場合には(厳密には払込期月の契約成立日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険事故が発生した場合)、保険金額から未払込の保険料を差し引いて支払うものと約定されており(山下・前掲三四二頁)、その場合には保険料不払による契約の失効を免れることになる。

ただし、この失効条項の有効性については、議論がある。たとえば生命保険の失効条項について約款としての拘束力の有無が問題となった事例として、東京地判昭和四八年一月二十五日(判例タイムズ三〇七号二四四頁)があり、ここでは失効条項の効力が肯定されている(山下・前掲三四二頁参照)。

ただし、不払に基づく約款上の効果の発生のためには、保険契約者の責に帰すべき事由が必要だとする意見が有力である。約款上は損害保険、生命保険とも、このような要件は付されていないが、判例にはこれを要件とするという判断を示すものもある(福岡地判昭和六〇年八月二三日判例時報一一七七号一二五頁)。約款で定める失効、免責、解除という不払の効果は、履行遅滞に基づく保険者の解除権の行使という法律上の効果を強化する方向で修正するものであり、解除の要件として債務者の帰責性が必要とされるのであれば、ここでも帰責性の要件を要するものとすべきであろう(山下・前掲三四三―三四四頁)。

ただし、本件では保険料の不払について、Aには口座の残高を確認しなかったという帰責性が認められるものと思われる。

四 Xは、入院給付金の支払が、本来、保険事故に当たら

ないものに対する支払であることを前提としたうえで、入院給付金の支払の際には十分な調査をせず、金額の大きい死亡保険金の時になって、不告知を理由にこれを拒絶することは信義則違反になるものと主張する。これに対して、Yは、Aの病歴の不告知の事実によって、自らの信義則違反を免れると反論する。

この点につき本件判旨は、Aは本件契約の締結に際して、健康状態に関する告知義務に違反しているとしたうえで、Yの生命保険募集人であるCの不正確な説明および誤った指導、助言が「告知義務違反」を惹起させたものであるとして、その違法性の程度が、相当低いものであるから、その事実がYが信義誠実の原則の適用を免れる理由とはならないと判示している。

本来、Yの入院給付金の支払が、偶然性(商法六二九条参照)を欠くがゆえに保険事故に基づく保険金の支払には当たらないということと、Aの病歴の不告知が「告知義務違反」になるか否かは、別の次元の問題である。すなわち前者がリスクマネジメントのための手段として、予測できない危険に対処するための「保険」の本質に基づいて、第一義的に保険事故たりうるか否かを区別するための意義を持つものであるのに対して、後者(告知義務)は保険団

体を構成する他の保険契約者との関係から、不良契約の排除のために確率計算に影響を与える事柄を予め告知させるという商法上の特別な制度上の問題と考えられるからである。商法上告知義務違反となり、保険者が解除可能となるためには、義務違反について告知義務者に悪意または重過失があつたことが必要とされ（商法六四四条一項）、また、解除しても保険者に保険料の返還義務はなく、保険事故の発生後でも解除が可能である等、効果にベナルティーの意味が含まれている（商法六四五条一項）のは、これが商法上の政策によるものだからである。

本件で先に支払われた疾病保険は費用保険であり、ここでは入院という保険事故自体は責任開始後の事実であるが、それは責任開始以前にも既往症として存在していた疾病によるものであることから、（広義の）免責事由となる。ただし保険事故は、あくまで「入院」という事実であるから、偶然性を欠いて無効になる（商法六四二条）というものではない。すなわち、保険事故ではあるが、不良危険を理由として免責になるということであるから、この場合も「告知義務」という制度の適用によって判断されるべき事柄であると考えられる。

ところが本件において、Aは「事実」としての、過去に

おける「疾病および通院」については悪意であるが、それが「重要ナル事項」に当たるか否かの判断については、Cの言動によるミスリード等の事実（生命保険募集人が、保険契約者の告知した事実を途中で握りつぶすケースがかなりの数見受けられる。たとえば東京地判昭和二十六年一月十九日〔下民集二卷一二号一四五八頁〕は、気の毒ではあるがというニュアンスの下にはあるが、告知義務違反として請求を棄却している）からすると、Aには悪意も重過失もなく（商法六四四条一項）、商法の規定するところの告知義務違反にはならないと思われる。

したがって、入院給付金の差額により保険契約の失効を回避することができたものと判断される。その意味で、一般条項たる信義則を持ち出すまでもなく、Xの死亡保険金請求は認められるものと考ええる。

島原 宏明